

■会議結果報告書■

| | |
|-------|--|
| 会議名称 | 第1回札幌市子どもの権利委員会（委嘱状交付式） |
| 日時・会場 | 平成23年12月13日（火）16：30～18：30 市役所本庁舎12階4～5号会議室 |
| 出席委員 | 14人出席 |
| 次回開催 | 日程は2月中旬を目安にして調整 |

| 議題 | 概要等 |
|-------------------------------------|--|
| 1. 委嘱状交付 | ○渡部副市長挨拶 |
| 2. 委員長、副委員長の互選 | ○委員長、副委員長の互選 ・委員の互選により、委員長に北海学園大学法学部の千葉卓委員、副委員長に札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長の原敦子委員を選出。 |
| 3. 委員会に関する確認 (1) 設置根拠、委員会の運営について | ○委員会設置根拠等について ・事務局より（資料4）（資料5）に基づき、子どもの権利条例第47条に基づき設置する附属機関であることを説明。 ・会議は原則として公開で開催するが、公開することで支障が生じる場合、委員会に諮り、公開・非公開を決定する。 ・議事録の公開方法、傍聴者への意見記入用紙の配布、傍聴時の留意事項等について確認した。 |
| (2) 子どもの権利委員会について | ○子どもの権利委員会について ・事務局より委員会の役割について、①推進計画に関すること、②子どもの権利の保障状況の調査・審議に関することを説明。 ・第一期の委員会での審議も踏まえて、今期重点的に審議する内容を委員会で話し合いを行い、市に対して提言等を行っていく。 |
| 4. 審議事項の確認、今後のスケジュールについて | ○審議事項について ・事務局より（資料6）に基づき、委員会で審議事項について「札幌市における『子どもを受け止め育む環境づくり』について」を案として提示。 ・審議する上での検討の視点について協議。 【委員からの意見など】 ・地域と子どもの触れ合いをどう構築していくかが大きなテーマとなる。 ・子ども議会に参加しているが、直接関わるのは60人程度であり、市政に子どもが意見を言える場がもう少し発展するとよい。また、町内会の人とその地域の子どもの意見交流の場があるとよい。 ・自分の地域の町内会では、子どもが参加できるものは少ないと感じる。また、子ども自体も少ないので、他の町内会と合同でできるとよい。 ・自分の地域では、子どもが参加できる行事は夏休みのラジオ体操ぐらいだが、場所によっては遠くて行けない子もいる。また、住んでいる地域だけではなく学校単位で地域と交流できるとよいのではないかと。 ・市は様々な施策を行っているが、市民にアクセスしてくださいということだけではなく、どう届け、届いているのかを検証する必要がある。また、資料の中にある情報化の進展について、現代的な問題がふつうの子どもの育ちの権利についてどのように関わっているかという部分を検証し、視点として取り上げることも必要である。 ・資料にある視点はよいが、施策や制度の充実に意識が向きがち。今後も条例の認知度や「子どもの権利が守られていない」という人が前回調査と同程度に低いのであれば、条例や委員会が何をすべきかを真剣に議論し、どう改善すべきか、積極的に提言する必要がある。いかに普及啓発し浸透させるか、学習の機会を提供するかを考える時期にきている。 |

| | |
|--------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「守られていない」と感じる大人よりも子どもの方が多いという結果について、この差がなぜなのか大人が謙虚に受け止めなくてはいけない。また、我々が考える以上に青年層は地域に関わりたいという意識が強いという調査結果もあり、若い人は地域に出てこないという思い込みで機会を提供しないということにも反省する必要がある。 ・学校現場で一番念頭にあるのは人間関係づくりである。子ども同士、学校と保護者、親子間など非常に難しくなっているが、よりよい環境を整えるよう話し合っていきたい。 ・資料のテーマはよいと思う。学校現場としては相談窓口が増えることは非常によい。これらの視点にさらに良いものを加えて、子どもたちが健やかに成長できるような環境づくりを考えていきたい。 ・子どもが発案し、参加できるイベントを地域でも考えて行く必要があるし、そうなることで少しずつ変わっていくのではないかな。 ・子どもに何か任せる場合、最初から全部ではなく、ある程度確立するまでは大人のサポートが必要である。 ・自分の子どもに関して権利を保障するようなものがなくても十分に生き生きと生活してほしいし、社会性のある大人になるように子育てをしており、権利の必要性を感じずに暮らしている。ふつうに暮らす子どもにとって権利を主張することは少ないかもしれないが、保障されていない子どもに対して、どうすべきなのか審議することが役目と理解している。 ・子どもの権利条例は特別な子どもを支援するためにあるものではない。環境や境遇にかかわらずすべての子どもには等しく権利がある。「幸せな子どもは重く考えず、不幸な子どもは真剣に考える」ということではなく、広く平等に子どもに何が必要か我々は考える必要がある。子どもたちの意識の中に権利をもっと主体的に受け止め、自分だけではなく周りのことを考え守り、暮らしやすく、子どもが育ちやすいまちをどうつくっていくかが我々に求められている。 ・条例の前には条約があり、条約は困難を抱える子どもを正常な状態にするため出てきたと思うが、学校現場でも確かに困難を抱える子どもがおり、それを救済するため条例ができたと考えている。 ・確かに条例ができて救済機関ができ、機能しており非常に意味があったが、それをつくることだけが目的だったかどうかである。 ・権利は主張するものではなく、行使するものだが、自分の持っている権利を知らないと、正当に行使できないということが一番の問題。 ・権利侵害を起こさないための教育が重要。課題発見型の学習機会を我々がどう提案していくかも重要。大人の認知度に関して、学校の先生が条例をどれくらい理解しているのか、研修で扱われているのか、もし不足しているのであれば、努力が必要ではないかな。 ・子どもの権利侵害の場合、大人の権利意識が非常に大事。権利保障といった場合、大人の自覚が大事。 ・今後審議に当たって、個別の事例や事件の背景のあるものを知らないと課題を見い出すのも難しいので資料としては提供していただきたい。 (委員長) 各委員から様々な意見が出たが、今後審議するテーマとしては「子どもを受け止め育む環境づくり」になろうかと思う。次回以降本格的な審議になるので、よろしくお願ひしたい。 |
| 5. その他 | <p>○事務局からの連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の議論も踏まえて、次回以降も資料を事前に送付するので、事前にイメージをつかんでいただきたい。 ・会議の場にこだわらず、何か気付いた点があれば、事務局までご連絡いただきたい。 ・次回は2月中旬を念頭に日程を調整する。 <p style="text-align: right;">以上</p> |

